

問Ⅳ - 2 - ①（役員の数規定）

同一の団体の理事、使用人等で理事等の3分の1を超える数を占めてはならないという基準について伺います。この同一の団体には国の機関が含まれることが規定されていますが、この場合の国の機関とは省庁単位で考えるということではないのでしょうか。

答

- 1 他の同一の団体の理事、使用人等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならないという認定基準(公益法人認定法第5条第11号)は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものです。同一の団体とは、基本的には法人格を同じくする単位で考えますが、国の機関についてはどこまでを同一ととらえるかは、基準の趣旨に照らすと、当該法人の目的、事業との関係において利害を同じくする範囲と考えられます。
- 2 したがって、国の機関については、一般的には事務分掌の単位である省庁単位ですが、法人の目的、事業が国全般に関係する場合には国の機関全体で考えることとなります。